

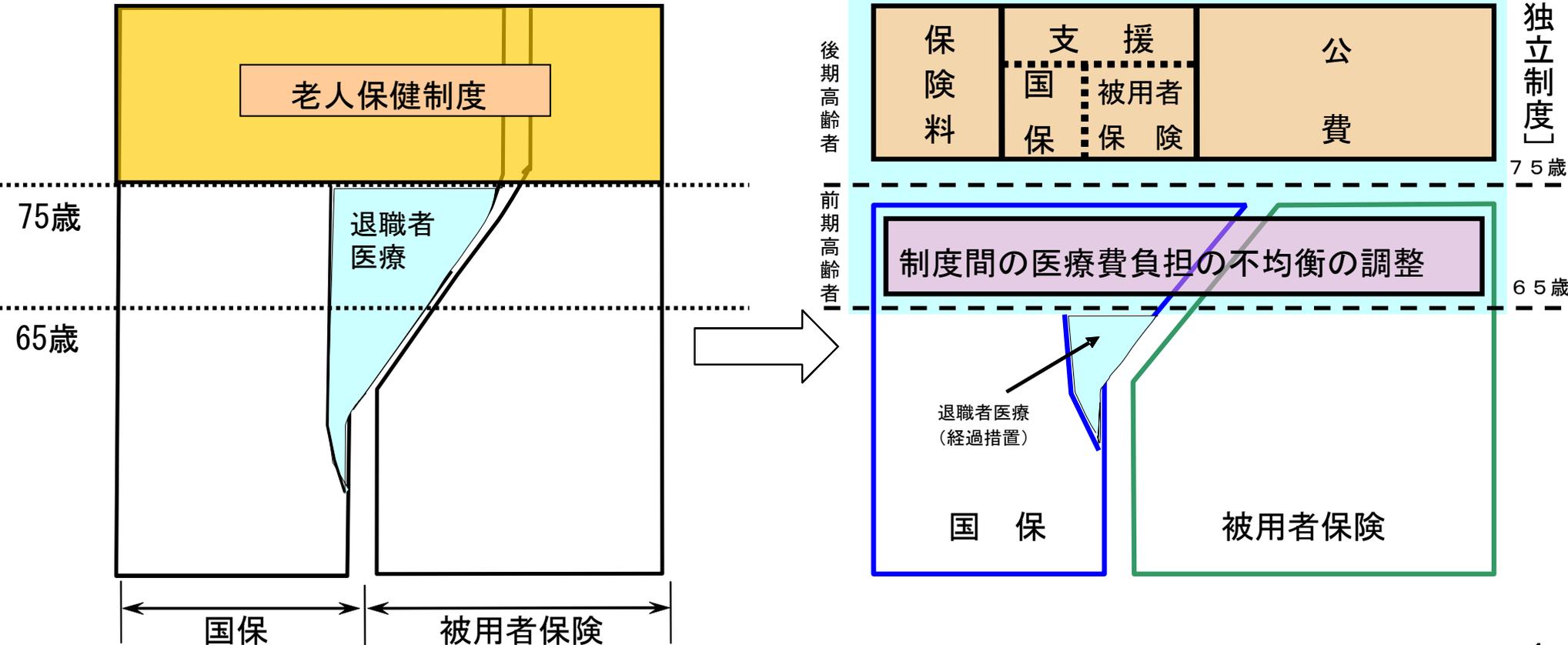
後期高齢者医療制度施行までの スケジュール

新たな高齢者医療制度の創設(平成20年4月)

- 75歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年度に独立した医療制度を創設する。
- あわせて、65歳から74歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整する制度を創設する。
- 現行の退職者医療制度は廃止する。ただし、現行制度からの円滑な移行を図るため、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置を講ずる。

<現行(老人保健法)>

<高齢者の医療の確保に関する法律>



後期高齢者医療制度の運営の仕組み(平成20年度)

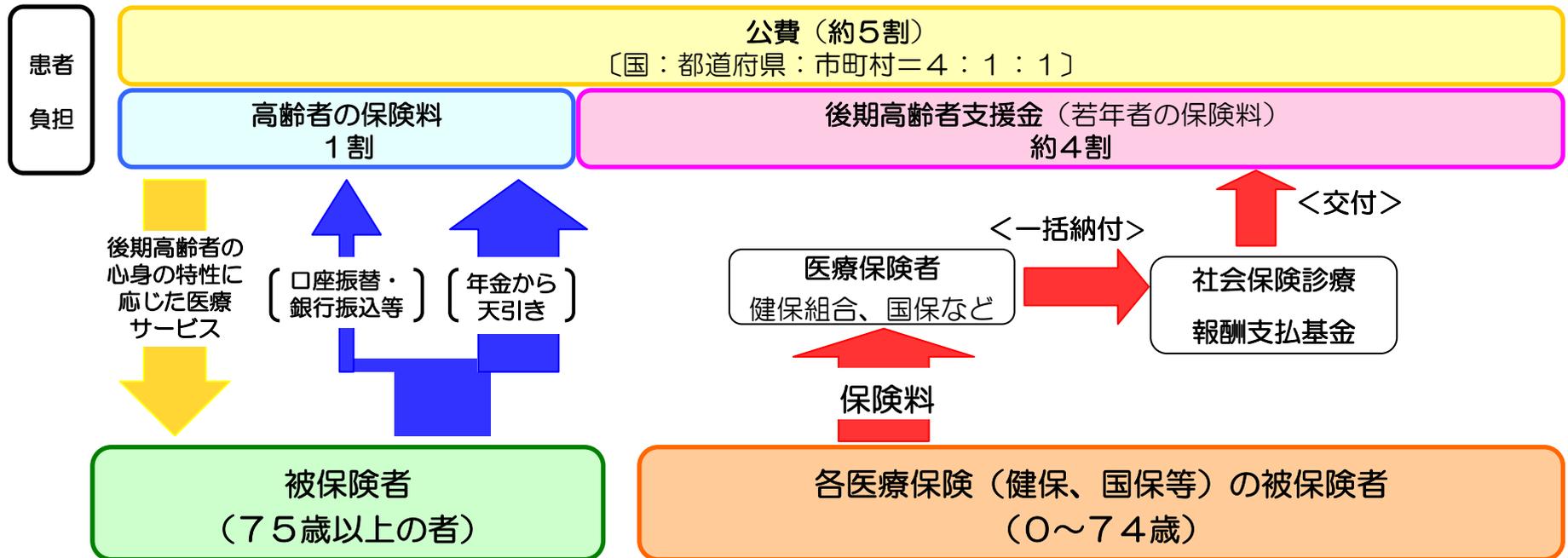
- 財源構成は、患者負担を除き、公費(約5割)、現役世代からの支援(約4割)のほか、高齢者から広く薄く保険料(1割)を徴収する。
- 現役世代からの支援は、国保(約4,200万人)・被用者保険(約7,100万人)の加入者数に応じた支援とする。

<対象者数> 75歳以上の後期高齢者 約1,300万人

<後期高齢者医療費> 11.4兆円

給付費 10.3兆円 患者負担1.1兆円

【全市町村が加入する広域連合】



(注1) 現役並み所得者については、老人保健法と同様に公費負担(50%)はないため、実質的な公費負担率は46%、後期高齢者支援金の負担率は44%となる。

(注2) 国保及び政管健保の後期高齢者支援金について、各々50%、16.4%の公費負担があり、また、低所得者等の保険料軽減について公費負担があり、これらを含めた公費負担率は58%となる。

後期高齢者医療制度施行までのスケジュール(案)

	地方議会の日程	スケジュール		
H18.7		都道府県部局長説明会(於 厚生労働省) 市町村部課長説明会(於 各都道府県)		
H18.9	9月議会	準備委員会設置 都道府県担当課長及び準備委員会事務局長会議(於 厚生労働省)		
		都道府県、市町村による規約の事前協議		
H18.12	12月議会	市町村議会の議決(規約の議決、H18年度分賦金)		
		市町村の協議により規約を定める		
H19.1		市町村から都道府県知事に対して申請 都道府県知事の設置許可		
H19.2	2月議会	広域連合長選挙 市町村議会(広域連合議会議員選挙(間接選挙の場合)、H19年度分賦金)		
H19.3		広域連合議会 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・組織、人事、給与、財務等広域連合に係る広域連合条例(20本程度)の制定 ・18年度予算、19年度予算 (注)必要に応じ、広域連合長による暫定予算の調製、執行 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広域計画 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織、人事、給与、財務等広域連合に係る広域連合条例(20本程度)の制定 ・18年度予算、19年度予算 (注)必要に応じ、広域連合長による暫定予算の調製、執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域計画
<ul style="list-style-type: none"> ・組織、人事、給与、財務等広域連合に係る広域連合条例(20本程度)の制定 ・18年度予算、19年度予算 (注)必要に応じ、広域連合長による暫定予算の調製、執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域計画 			
	6月議会			
H19.7		保険料設定の事前準備 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村住基情報の整理 ・医療費の見込み </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者台帳の作成 ・関係市町村との保険料設定に関する調整 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村住基情報の整理 ・医療費の見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者台帳の作成 ・関係市町村との保険料設定に関する調整
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村住基情報の整理 ・医療費の見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者台帳の作成 ・関係市町村との保険料設定に関する調整 			
H19.11上旬		広域連合議会 (保険料条例制定)		
		保険料賦課決定、 特別徴収のために社会保険庁への情報提供		
H20.4		施行		

※地域の実情に応じて、変更があり得る。

1 広域連合が設立された都道府県 [42都道府県]

長崎県(12月18日設立)、千葉県(1月1日設立)、富山県(1月10日設立)、
神奈川県(1月11日設立)、香川県(1月15日設立)、大阪府(1月17日設立)、
茨城県(1月24日設立)、
青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、石川県、福井県、
山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、佐賀県、
熊本県、大分県(以上2月1日設立)、宮城県(2月8日設立)
群馬県、愛媛県(以上2月19日設立)、
北海道、埼玉県、東京都、新潟県、鹿児島県(以上3月1日設立)
沖縄県(3月5日設立)

2 今後年度内に広域連合が設立される都道府県 [5県]

奈良県(3/10)、愛知県(3/20)、長野県(3/23)、
宮崎県(3/30)、福岡県(3/30 予定)